

議会改革検討会引継事項について（H31.3.15議会改革検討会において決定）

検討項目		
1	議会基本条例について	第6条全員協議会：全員協議会の位置づけなど
		第8条広報広聴：市民との意見交換の手法など
		第15条位置付け等：条例の研修について
2	議員定数・報酬について	議員定数
		議員報酬
3	議会のICT化の推進について	

各会派から出された意見		
区分	意見項目	
議会基本条例	第1条（目的）	
	第2条（基本理念）	
	第3条（議会の活動原則）	
	第4条（議員の活動原則）	倫理条例について
	第5条（委員会の運営）	
	第6条（全員協議会）	議員間討議について
	第7条（会派）	
	第8条（広報広聴の充実）	開かれた議会に向けた取り組みについて （市民団体との意見交換、委員会における意見交換、若年層の市民との交流、モニター制度、定例記者会見、議長選挙のあり方について）
	第9条（情報の公開）	政務活動費のあり方について
	第10条（市民参加の促進）	
	第11条（議会への説明等）	行政情報の提出の仕方について
	第12条（趣旨確認）	
	第13条（専門的知見の活用）	
	第14条（議会事務局）	
	第15条（条例の位置付け等）	
	第16条（条例の見直し）	
その他	一問一答方式の検証について	
	議員定数について	
	議員報酬について	
	議会災害時対応マニュアルの検証について	
	議会のICT化の推進について	